

令和7年度中学校体育大会選手派遣事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の中学校における生徒の体力、気力の向上及びスポーツ、学校体育の振興を図るため、八戸市中学校体育連盟（以下「補助事業者」という。）が行う令和7年度中学校体育大会選手派遣事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 この要領において、補助金の交付の対象となる令和7年度中学校体育大会選手派遣事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が主催する中学校体育大会に出場した生徒（本市に所在する中学校に在籍している者で、当該校部活動から出場するか、地域クラブから出場するかは問わない。）が、次に掲げる大会（以下「大会」という。）に出場することが決定した場合において、当該生徒及び引率者（継続的に競技指導を行っている者とし、学校から出場する場合は教職員以外で学校長から委嘱された者に限り、学校又は地域クラブ（以下「学校等」という。）ごとに各競技種目1人を上限とする。）について大会への派遣を行う事業とする。

- (1) 東北中学校体育連盟が主催する東北中学校体育大会（以下「東北大会」という。）
- (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会（以下「全国大会」という。）

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業に要する経費のうち、次に該当する交通費等とする。

- (1) 公共交通機関等（鉄道、バス、船舶及び航空機に限る。）の利用料
 - (2) 車両の借上料
 - (3) 有料道路料金(車両を借り上げた場合で、有料道路を使用したときの料金をいう。)
 - (4) 駐車場料金(車両を借り上げた場合で、駐車場を使用したときの料金をいう。)
- 2 前項第1号の利用料については、鉄道を利用する場合の特別車両料金(グリーン車等)は、補助対象としない。
- 3 第1項に規定するもののほか、天災、感染症の拡大その他やむを得ない理由による大会の中止又は大会への出場の辞退により派遣を取りやめたことに伴い発生した第1項の交通費等に係る違約金については、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

大会	補助金の額
東北大会	各学校等の補助対象経費実績額の3割以内の額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を合計した額
全国大会	

備考

- 1 各大会における競技の開催地が青森県内の場合、補助金は交付しない。
- 2 補助の対象となるのは、領収書等で支払金額が確認できるものに限る。
- 3 交通手段と宿泊がセットになっている旅行商品等を利用する場合で、交通費と宿泊費の金額が明確に確認できないときは、補助対象としない。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 派遣予定者名簿兼派遣経費予算書(別記第4号様式)
- (4) 行程及び交通費予算額内訳表(別記第5号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の補助金交付申請書等は、補助事業の開始前までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(取下期日)

第7条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

(変更の承認)

第8条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、補助事業変更等承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な内容の変更又は経費の減額に伴う変更については、この限りでない。

2 前項の規定により市長が行う承認については、第6条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第9号様式)
- (2) 収支精算書(別記第10号様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 派遣者名簿兼派遣経費実績書(別記第11号様式)
- (5) 行程及び交通費実績額内訳表(別記第12号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の実績報告書等は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第11条 補助金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後に一括交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定による概算払は、概算払申請書(別記第14号様式)により申請することとし、規則第12条の規定により提出された第9条の実績報告書等に基づき補助金を精算するものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から実施する。